

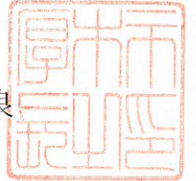
厚木市告示第 106 号

平成 27 年度労働報酬下限額の設定について

厚木市市公契約条例(平成 24 年厚木市条例第 29 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年度労働報酬下限額を次のとおり定める。

平成 27 年 3 月 31 日

厚木市長 小林 常良



厚木市公契約条例第 6 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して支払われるべき
労働報酬下限額

別表のとおり

別表

(単位：円)

職種	労働報酬 下限額	職種	労働報酬 下限額
特殊作業員	2,498	高級船員	3,105
普通作業員	2,160	普通船員	2,442
軽作業員	1,508	潜水士	4,073
造園工	2,205	潜水連絡員	2,768
法面工	2,610	潜水送気員	2,735
とび工	2,768	山林砂防工	2,870
石工	2,757	軌道工	4,445
ブロック工	2,588	型わく工	2,633
電工	2,430	大工	2,788
鉄筋工	2,633	左官	2,723
鉄骨工	2,610	配管工	2,240
塗装工	2,858	はつり工	2,532
溶接工	3,140	防水工	2,768
運転手(特殊)	2,532	板金工	2,757
運転手(一般)	2,160	タイル工	2,859
潜かん工	2,993	サッシ工	2,555
潜かん世話役	3,545	内装工	2,835
さく岩工	2,745	ガラス工	2,510
トンネル特殊工	2,835	建具工	2,453
トンネル作業員	2,453	ダクト工	2,228
トンネル世話役	3,230	保温工	2,330
橋りょう特殊工	3,015	設備機械工	2,375
橋りょう塗装工	3,140	交通誘導警備員A	1,463
橋りょう世話役	3,398	交通誘導警備員B	1,272
土木一般世話役	2,667		

※ ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する者、年金等の受給のために労働の対価を調整している者の労働報酬下限額は、911円とする。